

宮城県告示第六十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成二十七年一月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 起業者の名称 大崎市
- 二 事業の種類 大崎市民病院駐車場敷地保全事業
- 三 起業地
  - 1 収用の部分 大崎市古川穂波三丁目地内
  - 2 使用の部分 なし
- 四 事業の認定をした理由

次のとおり、法第二十条各号に規定する要件を充足するものと認められる。

- 1 第一号要件 大崎市民病院駐車場敷地保全事業（以下「本件事業」という。）は、地方公共団体（大崎市）が設置する病院に関するものであり、法第三条第二十四号に該当する。  
したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足するものと認められる。
- 2 第二号要件 本件事業の起業者である大崎市は、既に必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると判断される。  
したがって、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足するものと認められる。

3 第三号要件

(一) 本件事業の施行により得られる公共の利益について

本件事業は、大崎市民病院を大崎市の総合計画に基づく県北の拠点病院と位置付け、「充実した地域医療体制の整備」を図ることを掲げ、高度で良質な医療を提供すべく病院事業を展開しており、地域住民に広く利用されている大崎市民病院の駐車場敷地を保全する事業である。

仮に駐車場敷地が利用できなくなれば、地域住民の利便性が損なわれ、医療サービスの提供に支障をきたすだけでなく、医療従事者の勤務体制の確保が困難となり、県北の拠点病院として、高度で良質な医療の提供にも支障をきたすこととなる。

本件事業の施行により、地域住民の利便性が損なわれることを未然に防止できるとともに、医療従事者の勤務体制の確保を図ることで、医療サービスの提供が継続して行われ、県北の拠点病院として、地域医療体制の充実に引き続き寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(二) 本件事業の施行により失われる利益について

本件事業は、既設の駐車場敷地を保全するための事業であり、新たな駐車場の建設のための工事等は行われない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益はないと認められる。

(三) 事業計画の合理性について

本件事業は、既設の駐車場敷地を保全するための事業であり、既設の駐車場を利用し、新たな駐車場の建設を必要としない本件事業の事業計画は、土地利用上の新たな制約が生じないことなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

#### 四 比較衡量について

(一)で述べた得られる公共の利益と(二)で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると判断されるとともに、(三)で述べたとおり、本件事業の事業計画は合理的であると判断される。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと判断されるため、法第二十条第三号の要件を充足すると認められる。

#### 4 第四号要件

##### (一) 本件事業を早期に施行する必要性について

3(一)で述べたとおり、大崎市民病院の駐車場敷地は、地域住民に対する医療サービスの提供を継続して行うこと及び医療従事者の勤務体制を確保するために必要不可欠な施設であり、その機能を存続させる必要があると認められる。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

##### (二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性について

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると判断されるため、法第二十条第四号の要件を充足すると認められる。

#### 五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

大崎市民病院（病院経営管理部病院建設課）